

一般社団法人日本障害者カヌー協会
トレーナー部会運営規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)のトレーナー部会(以下「当部会」という。)の運営について定める。当部会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条

この規程は協会内の健康と安全、及び選手強化を目的として設置する当部会の運営に関する基本事項を定めるものである。カヌー競技に関連するあらゆる事案について、当協会に登録する強化スタッフ及び選手の意見を取りまとめ、当協会の意思決定機関である理事会に報告とともに、各種スタッフや選手の育成並びにカヌースポーツ及びパラスポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条

当部会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 選手強化事業のトレーナー業務の企画、運営に関すること
- (2) 選手に対するトレーナー業務に関する事項の指導をすること
- (3) 選手強化事業のトレーナー業務に係わる情報収集に関すること。
- (4) カヌースポーツ及びパラスポーツにおけるトレーナー部門の普及と発展に関すること
- (5) その他、日本障害者カヌー協会の目的達成に必要なこと

(協議事項)

第4条

当部会は、理事会の諮問に応じ、または部員の発案により第3条の事業内容以外に次の各事項について協議しトレーナー部員、その事項に関係するものの意見を形成し、理事会に報告する。

- (1) トレーナー業務に関すること
- (2) トレーナー分野の研究や推進環境の改善や整備に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること

- (4) トレーナーサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) スタッフや選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (7) 協会主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
- (8) J P C各種専門委員会との協力・連携に関すること
- (9) その他、理事会から依頼されたカヌースポーツに関すること

(委員の選出)

第5条

- (1) 部長は部員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (2) 部員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

(構成)

第6条

部会の構成は、次のとおりとする。

部長 1名

副部長 1～2名

部員

(部長・副部長の職務)

第7条

- (1) 部長はこの部会を代表し、当部会の事業を統括する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時にはその職務を代行する。

(部員の資格)

第8条

当部会の部員の資格は次のとおりとする。

- (1) 理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師その他これらに準ずる資格を有すること
- (2) 本会一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること
- (3) 本会に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと
- (4) 礼節を尊重し社会的規範を守り、会員の模範になる行動ができること
- (5) 部会に出席し、公正な立場で意見を述べるができること
- (6) 理事会の方針に従い、健康と安全及びトレーナー部門に関する強化に努めることを誓約すること

(7) 日本代表チームの一員としてチームビルディングに努め行動できること

(任期)

第9条

- (1) 部長、副部長、部員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 部長、副部長または部員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 部長、副部長及び部員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(部会の会議開催)

第10条

- (1) 会議たる部会（以下、単に「部会」という。）は、四半期ごとに1回以上開催するものとし、部長が招集する。部員は必要によりいつでも部会の開催を求めることができる。
- (2) 会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。
- (3) 欠席する者は予め書面を以て欠席の理由及び委員会に付議される事項についての意思を示すこと。

(議長と部会運営)

第11条

- (1) 部会は部長がその議長の任を行うものとする。
- (2) 部会を開催する際は、その部会の議事録を作成し理事会に提出することとする。

(決議)

第12条

- (1) 部会は、部長、副部長が出席し、かつ部員の過半数が出席しなければならない。
- (2) 議案は、議決権の過半数の賛成をもって決議されることとする。
- (3) 決議された内容は理事会に提出し、理事会によって最終決議され承認される。

(活動計画等)

第13条

- (1) 部長は、年間の活動計画を担当者に策定を指示するものとし、11月末までに作成し理事会に提出する。承認された後、その計画より予算を事務担当者が策定する。年間活動計画事業の実施及び予算については、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 当部会の各事業活動の詳細（予算含む）は、事業を実施する前にトレーナー部会に

よって議論した上で決定する。事業実施期間中に変更がある際には予算の範囲内で変更することとする。

- (3) 部会の活動により旅費が生じた場合には、当協会旅費規程に準ずる。

(事務局)

第14条

部会の事務は事務局が行う。

附則

- (1) この規定の改廃は、理事会の決議による。
- (2) この規定は2022年3月16日より施行する。
- (3) 2024年3月25日 改訂